

高等学校等専攻科修学支援金交付要綱

(目的)

第1条 県教育委員会は、高等学校等専攻科（国及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。）に通う低所得世帯の生徒であって、次の各号の全てに該当する者のうち県教育委員会が認めた者に対して、予算の範囲内において高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を支給し、授業料に係る支援を行うことにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(受給資格)

第2条 専攻科支援金は、次の各号の全てに該当する者のうち、県教育委員会が認めた者に対して支給する。

- 1 日本国内に住所を有する者
 - 2 高等学校等専攻科を修了していない者
 - 3 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者。
 - 4 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）別紙2（2）④に規定する保護者等をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者
 - ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
 - イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）
 - 5 高等学校等専攻科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科に通う者
- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。
- 1 退学・停学（三ヶ月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた翌月
 - 2 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
 - 3 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

(支給限度額)

第3条 専攻科支援金の支給限度額は、次のとおりとする。

区分	支給限度額（月額）
第2条第1項第4号のアに該当する者	9,900円
第2条第1項第4号のイに該当する者	4,950円

(交付等)

第4条 専攻科支援金の交付等については、就学支援金の交付等の例による。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、この要綱施行の際、現に高等学校等専攻科に在籍する生徒の同年4月分の授業料から適用する。